

最低制限価格決定基準（※下線部改訂）

制定：平成24年3月22日総務部長決裁 総管第611号

最終改正：令和3年11月11日総務部長決裁 総行第402号

（目的）

第1条 この基準は、我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号。以下「規則」という。）

第126条の2の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

（最低制限価格の適用）

第2条 規則第126条の2にいう「最低制限価格を設ける必要があるとき」とは、建設工事、製造の請負又は建設工事に係る委託業務（以下「建設工事等委託業務」という。）に係る契約で、かつ、当該契約を競争入札により行うものという。ただし、最低制限価格を設定する必要があると認められるときは、見積り合わせについても適用できるものとする。

（建設工事又は製造の請負に係る最低制限価格の算出）

第3条 最低制限価格は、予定価格（規則第126条第1項の規定により決定した予定価格をいう。以下同じ。）の算出の基礎となった次の各号に掲げる額（1円未満切り捨て）の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額から1,000円未満の端数を切り捨てた額、入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額から1,000円未満の端数を切り上げた額）に、100分の110を乗じて得た額とする。

- （1） 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- （2） 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- （3） 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- （4） 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

2 建設工事又は製造の性質上前項の規定により難いと認めるものについては、同項の規定にかかわらず、予定価格に100分の92を乗じて得た額から予定価格に100分の75を乗じて得た額の範囲内で適宜の額とすることができる。

(建設工事等委託業務に係る最低制限価格の算出)

第4条 最低制限価格は、別表中業務の欄に掲げる業務の区分に応じ、予定価格の算出の基礎となったそれぞれ同表の最低制限価格の基準となる額の欄に定める額（1円未満切り捨て）の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。ただし、その額が入札書比較価格に同表の上限割合の欄に定める割合を乗じて得た額を超える場合にあっては当該乗じて得た額から1,000円未満の端数を切り捨てた額とし、入札書比較価格に同表の下限割合の欄に定める割合を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該乗じて得た額から1,000円未満の端数を切り上げた額）に100分の110を乗じて得た額とする。

2 建設工事等委託業務の性質上前項の規定により難いと認めるものについては、同項の規定にかかわらず、別表業務の欄に掲げる業務の区分に応じ、予定価格に同表の上限割合の欄に定める割合を乗じて得た額から予定価格に同表の下限割合の欄に定める割合を乗じて得た額の範囲内で、適宜の額とすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成25年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行日以前に決定した価格については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年6月17日総務第227号部長決裁)

(施行期日)

1 この基準は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この基準は、施行期日以後に告示又は通知する入札から適用し、同日前に告示又は通知した入札については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月22日総務第1039号部長決裁)

(施行期日)

1 この基準は、平成29年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準は、施行期日以後に告示又は通知する入札から適用し、同日前に告示又は

通知した入札については、なお従前の例による。

附 則 （平成 31 年 4 月 4 日総務第 32 号部長決裁）

（施行期日）

1 この基準は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。

（経過措置）

2 この基準は、施行期日以後に告示又は通知する入札から適用し、同日前に告示又は通知した入札については、なお従前の例による。

附 則 （令和 3 年 2 月 16 日総務第 1202 号部長決裁）

（施行期日）

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日以後に告示又は通知する入札から適用し、同日前に告示又は通知した入札については、なお従前の例による。

附 則 （令和 3 年 1 1 月 1 1 日総行第 4 0 2 号部長決裁）

（施行期日）

この基準は、令和 3 年 1 1 月 1 1 日以後に告示又は通知する入札から適用し、同日前に告示又は通知した入札については、なお従前の例による。

別表

業務	最低制限価格の基準となる額	上限割合	下限割合
土木関係の建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費の額 ・直接経費の額 ・その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 ・一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額 	10 分の 8	10 分の 6
建築関係の建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費の額 ・特別経費の額 ・技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額 ・諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額 	10 分の 8	10 分の 6
測量業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接測量費の額 ・測量調査費の額 ・諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額 	10 分の 8.2	10 分の 6
地質調査業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接調査費の額 ・間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 ・解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額 ・諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額 	10 分の 8.5	3 分の 2
補償関係コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費の額 ・直接経費の額 ・その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 ・一般管理費等の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額 	10 分の 8	10 分の 6